

個人情報の取扱いに関する特記事項

(基本事項)

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、本委託業務の実施に当たっては、個人の権利を害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に従い個人情報を適正に取り扱わなければならない。また、みやき町（以下「甲」という。）の定めるみやき町個人情報保護法施行条例及びみやき町情報セキュリティ対策規程に基づき本特記事項を遵守しなければならない。

(責任体制の整備)

第2条 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持するとともに、書面により甲へ報告しなければならない。

(作業責任者等)

第3条 乙は、本委託業務の実施に当たり、個人情報の作業責任者並びに作業従事者を定め、書面により甲へ報告しなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を変更する場合の手続きを定めなければならない。

3 乙は、作業責任者を変更する場合は、事前に書面により甲に申請しなければならない。

4 作業責任者は、特記事項に定める事項を適切に実施するように作業従事者を監督しなければならない。

5 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、特定事項に定める事項を遵守しなければならない。

(通常時及び緊急時の連絡体制)

第4条 乙は、本委託業務の実施に当たり、通常時及び緊急時の連絡体制を定め、甲に報告しなければならない。

(取扱区域の特定)

第5条 乙は、本委託業務に係る個人情報を取り扱う場所（以下「取扱区域」という。）を定め、甲に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第6条 乙は、本委託業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第7条 乙は、本委託業務を処理するために個人情報を収集する時は、その目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ適正な手段により行わなければならない。

2 乙は、本委託業務を行うために個人情報を収集する時は、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用・提供の禁止)

第8条 乙は、本委託業務に関して知り得た個人情報を当該業務以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第9条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、本委託業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(取扱区域以外への持出の禁止)

第10条 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があるときを除き、本委託業務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（複写及び複製したものを含む。）について、取扱区域の外へ持ち出してはならない。

(資料等の受渡し)

第11条 乙は、本委託業務を処理するために、甲から個人情報の提供を受ける場合は、授受票等で確認し行うものとする。

(資料等の保管)

第12条 乙が甲から提供を受けた資料は、漏えい、紛失、盗難、改ざんその他の事故等を防止するため、施錠できる保管庫に厳重に保管管理しなければならない。また、コンピュータ処理によって得た情報をコンピュータ内蔵の記憶装置にて保存する場合、厳重なセキュリティ対策を講じなければならない。

(資料等の搬送)

第13条 乙は、甲の指示に基づき個人情報の記録された資料等の搬送を行う場合は、漏えい、紛失、盗難、改ざんその他の事故等を防止するため、甲の指示する方法により、厳重な搬送に努めなければならない。

(資料等の返却等)

第14条 乙は、本委託業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還、廃棄又は消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

2 乙は前項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

3 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

4 乙は、第1項の個人情報を廃棄又は消去したときは、甲に完全に廃棄又は消去した旨を証する書面を速やかに提出しなければならない。

(再委託の禁止)

第15条 乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、本委託業務を第三者に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾により、個人情報の取扱を第三者に委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を当該第三者に講じさせなければならない。

3 乙は、再委託先の第1項に規定する事務に関する行為及びその結果について、乙と第三者との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。

4 乙は、本委託業務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(事務従事者への周知及び指導監督)

第16条 乙は、本委託業務に従事している者に対して、次の事項を周知するとともに、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理体制が図れるよう、必要かつ適切な指導監督を行わなければならない。

(1) 在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。

(2) 前号に違反した場合は、法の罰則規定に基づき処罰される場合があること。

(2) その他本委託業務を処理するために取り扱う個人情報の保護に関して必要な事項

2 乙は、前項の目的を達成するために、非正規職員を含めた従業者に対し、個人情報を取り扱う場合に、従事者が遵守すべき事項について研修等の教育を実施しなければならない。

(報告)

第17条 甲は、必要があると認める時は、乙が本委託業務を処理するにあたり、取り扱っ

ている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

(検査の実施)

第18条 甲は、必要があると認める時は、乙が本委託業務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び履行状況について、随時実地に検査することができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又は本委託業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(契約解除)

第19条 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、本特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第20条 乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

(事故時の対応)

第21条 乙は、本委託業務に係る個人情報の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他の事故等が生じ、又は生じた可能性があることを知ったときは、速やかに甲に報告し、その指示に従わなければならない。

(違反事実の公表)

第22条 乙が、本特記事項に違反し、契約を解除された場合、甲は、乙の名称及び違反事実を公表することができる。